

# 株式交換及び吸収合併に係る事後開示事項

株式会社イード

株式会社カブスル

2023年3月14日

各位

東京都中野区本町一丁目3番2号  
株式会社イード  
代表取締役 宮川 洋

札幌市厚別区厚別北六条五丁目1番7号  
株式会社カブスル  
代表取締役 中村 康規

### 株式交換及び吸収合併に係る事後開示事項

株式会社イード（以下、「イード」という）と株式会社カブスル（以下、「カブスル」という）は、2023年1月24日付で締結した株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」という）に基づき、2023年3月13日を効力発生日として、イードを株式交換完全親会社、カブスルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記Ⅰ.のとおりです。

また、イードとカブスルは、2023年1月24日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年3月14日を効力発生日として、イードを吸収合併存続会社、カブスルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は下記Ⅱ.のとおりです。

## I. 株式交換

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2023年3月13日
2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
株式の買取請求を行った株主はいませんでした。
  - (3) 会社法第787条及び第789条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。
3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）
  - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過  
本株式交換は、会社法第796条第2項の規定による簡易株式交換の要件を満たしているため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易株式交換の要件を満たしているため、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、イードに移転したカプスルの株式の数は 100 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) イードは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株主はいませんでした。また、カプスルは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の締結承認を得ております。

(2) イードは、本株式交換に際して、本株式交換によりイードがカプスルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のカプスルの株主名簿に記載された株主に対し、その所有するカプスルの普通株式 1 株につきイードの普通株式 392.55 株の割合をもって割当交付いたしました。

なお、イードが割当交付した普通株式の合計は 39,255 株です。

(3) 本株式交換により増加したイードの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金の額 : 0 円

資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条の規定に従いイードが別途定める額

利益準備金 : 0 円

## II. 吸収合併

1. 株式合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2023 年 3 月 14 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

カブスルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日付で債権者に対する官報及び日刊工業新聞による公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易合併の要件を満たしているため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易合併の要件を満たしているため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

イードは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日付で債権者に対する官報及び電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併によりイードがカブスルから承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

イードは、本合併の効力発生日をもって、カブスルの資産・負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 3 月 14 日以降速やかに登記を行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

## 株式交換及び吸収合併に係る事前開示事項

株式会社イード

株式会社カブスル

2023年2月1日

各位

東京都中野区本町一丁目3番2号  
株式会社イード  
代表取締役 宮川 洋

札幌市厚別区厚別北六条五丁目1番7号  
株式会社カブスル  
代表取締役 中村 康規

### 株式交換及び吸収合併に係る事前開示事項

株式会社イード（以下、「イード」という）と株式会社カブスル（以下、「カブスル」という）は、2023年3月13日を効力発生日として、イードを株式交換完全親会社、カブスルを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、当該契約に基づき株式交換（以下、「本株式交換」という）を行うこと、並びに、2023年3月14日を効力発生日として、イードを吸収合併存続会社、カブスルを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、当該契約に基づき吸収合併（以下「本合併」という）を行うことといたしました。

本株式交換及び本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事項並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項、並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、以下のとおり開示いたします。

なお、本株式交換及び本合併は、イードにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換及び簡易合併に、また、本合併は、カブスルにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併に、それぞれ該当します。

## I. 株式交換

- 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号及び第794条第1項）  
別紙1のとおりです。
- 株式交換対価の相当性に関する事項及び交換対価についての参考となるべき事項  
（会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む）  
（会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条第1項第1号及び第2号）  
（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）  
（1）株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当の相当性に関する事項  
①本株式交換に係る割当の内容

	イード (株式交換完全親会社)	カブスル (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当の内容	1	392.55
本株式交換により交付する株式数	普通株式	39,255株(予定)

注1. 株式の割当比率

イードは、本株式交換により、カブスル株式1株に対して、イードの普通株式（以下、「イード株式」という）392.55株を割り当て交付します。

注2. 本株式交換により交付するイードの株式数

イードは、本株式交換により交付する株式数39,255株（予定）の全てを保有する自己株式により充当する予定です。

②本株式交換に係る割当の内容の根拠等

イードの株式価値については、イードが東京証券取引所グロース市場に上場していることから、市場株価平均法（算定基準日は2023年1月23日とし、算定基準日までの直近3か月間の各取引日の終値の単純平均値）により、1株あたり912円を採用することにいたしました。

カブスルの株式価値については、同社が非上場会社であることから、独立した第三者算定機関である南青山FAS株式会社に算定を依頼し、算定書に記載された算定結果のレンジ内（277,106円～417,772円）で、両社で慎重に協議の上、1株あたり358,000円としました。なお、算定に際しては、カブスルが非上場であり、株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）を用いて算定しております。算定の前提とした財務予測には、カブスルの経営成績及び財務情報を用いており、大幅な増減益や資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大幅な変動を見込む事業年度はございません。

以上の算定結果を踏まえ、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、カブスル株式1株に対して、イード株式392.55株を割り当てることと合意いたしました。

南青山FAS株式会社は、カブスルの株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公表されている情報等を原則としてそのまま採用しております。採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、かつ、カブスルの将来の利益計画や財務予測等が現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

以上から、イード及びカブスルは本株式交換における交換対価は相当であると判断し、2023年1月24日付で株式交換契約を締結いたしました。

(2) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加するイードの資本金及び準備金の額は以下のとおりとします。イードは、かかる資本金及び準備金の額は、法令及びイードの資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

資本金の額 : 0円  
資本準備金の額 : 会社計算規則第39条の規定に従いイードが別途定める額  
利益準備金 : 0円

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法第768条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を含む）

（会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条第1項第3号）

（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

#### 4. 株式交換完全子会社に関する事項

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号)

(1) 株式交換完全子会社の成立の日における貸借対照表

カプスルの貸借対照表は別紙 2 のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

イードを吸収合併存続会社、カプスルを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を 2023 年 1 月 24 日付で締結しており、2023 年 3 月 14 日を効力発生日としておりますが、これ以外にカプスルの成立日以降、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

#### 5. 株式交換完全親会社に関する事項

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

イードは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等に関する電子開示システム (EDINET)」によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①株式取得による子会社化

イードは、2022 年 10 月 25 日開催の取締役会において、エフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社 (東京都台東区、代表取締役社長：笠井 庸正) の発行済株式 (自己株式を除く) 70.7% の取得を決議し、2022 年 11 月 1 日付で子会社化いたしました。

②譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

イードは、2022 年 9 月 27 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式の発行について、割当対象者 5 名に対し、金銭報酬債権又は金銭債権合計 32,942,000 円を支給すること及び割当対象者 5 名がイードに対する金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、イードの 36,200 株を発行することを決議し、2022 年 10 月 26 日に払込が完了いたしました。

#### 6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号)

本株式交換は、会社法第 799 条第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。



7. 吸収合併契約等備置開始日後株式交換が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項  
(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号)  
(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 6 号)  
以上に記載した内容に変更が生じる場合は、速やかにその内容を開示いたします。

## II. 吸収合併

1. 合併契約の内容 (会社法第 782 条第 1 項第 1 号及び第 794 条第 1 項)  
別紙 3 のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項  
(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)  
(会社法 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条第 1 号)  
イードはカプスルの株主に対し、本合併に際して、合併対価として金銭等の交付 (株式の発行を含む) は行いません。  
本合併は、イードを株式交換完全親会社、カプスルを株式交換完全子会社とする株式交換の効力発生を条件としております。本合併の効力発生日の前日に、カプスルがイードの完全子会社となっていることを前提としていることから、かかる取り扱いは相当であると判断しております。
3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項  
(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号)  
(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条第 2 号)  
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項  
(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号)  
(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条第 3 号)
  - (1) 吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表  
カプスルの貸借対照表は別紙 2 のとおりです。
  - (2) 吸収合併消滅会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 吸収合併消滅会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
イードを株式交換完全親会社、カプスルを株式交換完全子会社とする株式交換契約を 2023 年 1 月 24 日付で締結しており、2023 年 3 月 13 日を効力発生日としておりますが、これ以外にカプスルの成立日以降、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。
5. 吸収合併存続会社に関する事項  
(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条第 5 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

イードは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等に関する電子開示システム (EDINET)」によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

I. 株式交換、5. 株式交換完全親会社に関する事項 (3) 「最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」の項目の記載と同様です。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条第 6 号)

本合併の効力発生日以降のイードの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以降のイードの収益状況及びキャッシュフローの状況について、イードの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておりません。

したがって、イードが負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号)

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条第 7 号)

以上に記載した内容に変更が生じる場合は、速やかにその内容を開示いたします。

以上

## 株式交換契約書

株式会社イード（以下「甲」という。）及び株式会社カブスル（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 株式交換

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

### 第2条 甲及び乙の商号及び住所

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲：株式交換完全親会社  
商号：株式会社イード  
住所：東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号

乙：株式交換完全子会社  
商号：株式会社カブスル  
住所：札幌市厚別区厚別北六条五丁目 11 番 7 号

### 第3条 本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計数に 392.55 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 392.55 株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てられるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

### 第4条 甲の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

## 第5条 効力発生日

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年3月13日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第6条 承認の手續

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

## 第7条 会社財産の管理等

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

## 第8条 本契約の効力

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但書に基づき本契約に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき第6条第1項但書に定める甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合

## 第9条 本株式交換条件の変更及び本契約の解除

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合（本株式交換に関し、法令に基づいて必要となる関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等がある場合に、これらが効力発生日の前日までに完了しなかった場合を含むがこれに限られない。）、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第10条 協議事項**

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、これを定める。

以上の合意の成立を証するため本書2通を作成し、本契約当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2023年1月24日

甲： 東京都中野区本町一丁目32番2号

株式会社イード

代表取締役 宮川 洋



乙： 札幌市厚別区厚別北六条五丁目11番7号

株式会社カブスル

代表取締役 中村 康規





貸借対照表  
2022年12月06日 現在

株式会社カブスル

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	5,031,436	<b>【流動負債】</b>	2,732
現金及び預金	5,000,000	未払費用	2,732
前払費用	31,436		
		負債の部合計	2,732
		純資産の部	
		科目	金額
		<b>【株主資本】</b>	5,028,704
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	28,704
		その他利益剰余金	28,704
		繰越利益剰余金	28,704
		(うち当期純利益)	28,704
		純資産の部合計	5,028,704
資産の部合計	5,031,436	負債・純資産の部合計	5,031,436

## 吸収合併契約書

株式会社イード（以下「甲」という。）及び株式会社カプスル（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 吸収合併

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本吸収合併」という。）。
2. 本吸収合併により、甲は存続し、乙は解散するものとする。

### 第2条 甲及び乙の商号及び住所

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社イード

住所：東京都中野区本町一丁目32番2号

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社カプスル

住所：札幌市厚別区厚別北六条五丁目11番7号

### 第3条 本吸収合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項

甲は、本吸収合併がその効力を生ずる直前時において、乙の全株式を所有することとなるため、本吸収合併に際し、乙の株主に対する金銭等の対価の交付を行わない。

### 第4条 甲の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

### 第5条 効力発生日

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年3月14日とする。但し、本吸収合併の手の進行に依り必要があるときは、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条 合併財産の引継

1. 乙は、2022年12月6日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。



- 乙は、2022年12月6日から効力発生日に至るまでの間に生じた資産及び負債の変動について、計算書を作成してその内容を甲に報告する。

#### 第7条 承認の手続

- 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本吸収合併を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議による承認を求める。
- 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約につき会社法第783条1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本吸収合併を行う。

#### 第8条 会社財産の管理等

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条 本契約の効力

- 本契約の効力は、効力発生日の前日までに、甲乙間で締結された2023年1月24日付「株式交換契約書」に基づく株式交換の効力が発生することを停止条件として生じるものとする。
- 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。
  - 第7条第1項但書に基づき本契約に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき第7条第1項但書に定める甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
  - 次条に従い本契約が解除された場合

#### 第10条 本吸収合併条件の変更及び本契約の解除

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合（本吸収合併に関し、法令に基づいて必要となる関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等がある場合に、これらが効力発生日の前日までに完了しなかった場合を含むがこれに限られない。）、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第11条 協議事項**

本契約に定める事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、これを定める。

以上の合意の成立を証するため本書 2 通を作成し、本契約当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 1 月 24 日

甲： 東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
株式会社イード  
代表取締役 宮 川 洋



乙： 札幌市厚別区厚別北六条五丁目 11 番 7 号  
株式会社カブスル  
代表取締役 中 村 康 規



